

離婚届書の記載について

証人 …… 証人になる方は、成年に達している人で、この離婚の事実を知っている人であればどなたでもなれます。(2人必要です)
 押印は任意です。※証人は協議離婚の時のみ必要

(1) 氏名・生年月日 …… 戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されている氏・名で書いてください。
 住所 …… 住民票のあるところを書いてください。

(2) 本籍 …… 本籍の表示は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。
 ※ 当事者が外国人のときは、本籍欄に国籍を書いてください。(例「国籍〇〇」)
 ※ 筆頭者氏名は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書のはじめに記載されている方の氏名を書いてください。
 ※ 父母との続柄は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。

(3) 離婚の種別 …… 協議離婚・和解・調停・請求の認諾・審判・判決のいずれかの に をつけてください。
 ※ 調停・和解の場合は成立年月日、請求の認諾の場合は認諾年月日、審判・裁判の場合は確定年月日を書いてください。

(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍 …… 婚姻により氏を改めたものは、原則として旧姓に復することとなります。ただし、希望により離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称することもできます。
 ① 旧姓に復して元の戸籍にもどる場合 …… 現在も元の戸籍がある場合に限り、元の戸籍が除籍になっている場合は新しい戸籍をつくることになります。
 ② 旧姓に復して新しい戸籍をつくる場合 …… 希望する本籍を書いてください。
 ③ 離婚の際(婚姻中)に称していた氏を引き続き称する場合 …… この欄には何も書かないでください。別途「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2)」を記載のうえ提出する必要があります。
 この届は離婚の日から3か月以内に限られます。この届をされたあと旧姓に戻ることを希望される場合は、家庭裁判所の「氏の変更許可」が必要となります。

(5) 未成年の子の氏名 …… 未成年の子がいるときは、親権者となる夫または妻の欄に記入してください。
 ※ どちらが親権者になられても子の戸籍に変動はありません。
 子を離婚後の母(又は父)の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の「子の氏の変更許可の申出」をして許可を得たのち「許可の審判書」を添付して「入籍届」をしてください。

届出人署名 …… 各自署名(婚姻中の氏)をしてください。押印は任意です。

※「消せるボールペン」では記入しないでください。

離婚届

令和 〇年 〇月 〇〇日 届出		受理 令和 年 月 日 第 号		発送 令和 年 月 日				
広島市 〇 区長 (届出先)		送付 令和 年 月 日 第 号		広島市 区長 印				
広島市 〇 区長 (届出先)		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知
(1) 氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子						
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日	〇〇年 〇〇月 〇〇日						
住所	広島市中区国泰寺町一丁目 4番 21-101号	広島市東区東蟹屋町 9番 38-202号						
本籍	広島市南区皆実町一丁目 5番							
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	<input type="checkbox"/> 判決		
婚姻前の氏にもどる者の本籍	広島市西区福島町二丁目 2番	筆頭者の氏名 乙野 徳治						
未成年の子の氏名	甲野 太郎・甲野 花子							
同居の期間	〇〇年 〇〇月 〇〇日							
別居する前の住所	広島市中区国泰寺町一丁目 5番 34号							
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事をもっている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯							
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業						
届出人署名	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 梅子 印						

記入の注意

太線わく内は書かないでください。鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 広島市の各区役所・出張所へ届け出るときは、1通出して下さい。広島市以外に届け出るときは、届書の通数について、その市町村に事前にお確かめください。

そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	乙川 孝助 印
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
住所	広島市安佐南区古市一丁目 33番 14号
本籍	広島市安芸区船越南三丁目 4番
署名 (※押印は任意)	丙山 竹子 印
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
住所	広島市安佐北区可部四丁目 13番 13号
本籍	広島市佐伯区海老園二丁目 5番

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)
 よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理に必要ですから、書いてください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。
 面会交流について取決めをしている。
 まだ決めていない。

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものしるしをつけてください。
 養育費の分担について取決めをしている。
 まだ決めていない。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
 面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.jp

各自署名してください。
 ◎届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

証人は二人必要です。

夫の連絡先
 (昼間連絡のとれるところ)
 自宅 携帯 勤務先
 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

妻の連絡先
 (昼間連絡のとれるところ)
 自宅 携帯 勤務先
 (〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇